

習志野市農業委員会総会議事録

令和7年第1回習志野市農業委員会総会は令和7年1月9日（木曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 11時00分

2. 委員の出欠席 16名中13名出席 欠席3名（網掛け）

（委員氏名）

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中基 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	

会長 三代川 彦博 会長職務代理者 櫻井 茂雄

3. 議事録署名人

3番 市角 明彦 4番 都築 博文

4. 審議案件

議案第 1 号 農地の賃借料情報の提供について

議案第 2 号 令和6年度習志野市農用地利用集積計画第3号（案）について

議案第3-1号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第3-2号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第3-3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第 4 号 習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 3 号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

報告第 4 号 農事調停申立てに基づく調査協力について

6. 閉会時間 午前 11時53分

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より、令和7年第1回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、農業委員16名のうち13名の出席により、総会は、成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>3番、市角 明彦委員、4番、都築 博文委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日付議されました議案は、6件、報告事項は、4件であります。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。ここで、皆様にお知らせいたします。</p> <p>本来であれば、議案番号のとおり議事を進めるところであります。が、議案第2号の「令和6年度 習志野市農用地利用集積計画第3号案について」と、議案第3号の「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を審議するに当たり、私から、市長に対しまして、説明員の派遣を依頼させていただきました。</p> <p>本日は、説明員として、産業振興課職員にお越しいただいておりますので、議事の順番を変更しまして、審議したいと思っておりますが、これに異議のある方は、いらっしゃいませんか。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議事の順番を変更し、審議いたします。</p> <p>事務局は、議案第2号から議案第3-3号まで、一括して議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。皆様、本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議長のご指示により、議案第2号から議案第3-3号まで、一括して議案の説明をさせていただきます。</p> <p>総会資料の3ページをお開きください。</p> <p>議案第2号は、令和6年度習志野市農用地利用集積計画第3号案についてであります。</p> <p>下記のとおり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第3号案に対する審議の依頼がありましたので、計画案のとおり決定することについて審議を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、実籾三丁目の農地1筆であり、面積は、1,804平方メートルであります。</p>

事務局	<p>2番、権利の内容といたしましては、令和7年1月17日から令和17年1月16日までの10年間を期間とする使用貸借権の設定であります。</p> <p>3番、申請者の住所及び、氏名は資料記載のとおりであります。</p> <p>続きまして、総会資料の8ページ、議案第3-1号の議案書をお開きください。</p> <p>議案第3-1号は、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてであります。</p> <p>下記のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、市長より、農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取がありましたので、計画案に対する意見を求めるものです。</p> <p>1番、申請地は、屋敷五丁目の農地1筆であり、面積は991平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容といたしましては、千葉県知事による公告日の翌日から5年間を期間とする使用貸借権の設定であります。</p> <p>3番、申請者の住所及び、氏名は資料記載のとおりであります。</p> <p>続いて、10ページの議案第3-2号の議案書をお開きください。</p> <p>議案第3-2号につきましても、議案第3-1号と同様に、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてであります。</p> <p>提案理由は、議案第3-1号と同様のため、割愛させていただきます。</p> <p>1番、申請地は、屋敷五丁目の農地2筆であり、2筆の合計面積は3,767平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容といたしましては、千葉県知事による公告日の翌日から5年間を期間とする使用貸借権の設定であります。</p> <p>3番、申請者の住所及び、氏名は資料記載のとおりであります。</p> <p>最後に、議案第3-3号の説明をいたします。</p> <p>12ページをお開きください。</p> <p>議案第3-3号につきましても、議案第3-1号及び議案第3-2号と同様の農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてです。</p> <p>提案理由は、同一でありますので、割愛させていただきます。</p> <p>1番、申請地は、屋敷五丁目の農地1筆であり、面積は1,338平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容といたしましては、千葉県知事による公告日の翌日から5年間を期間とする使用貸借権の設定であります。</p> <p>3番、申請者の住所及び、氏名は資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>議案説明ありがとうございました。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、産業振興課職員の入室を案内してください。 産業振興課職員が入室されるまで暫時休憩といたします。</p> <p>…… 産業振興課職員入室。 ……</p> <p>それでは、産業振興課職員が入室されましたので、休憩前に戻り、会議を開きます。 本日は、お忙しい中、誠にありがとうございます。 早速ではございますが、令和6年度 習志野市 農用地利用集積計画第3号案と、農用地利用集積等 促進計画案の説明をお願いします。 また、併せて、それぞれの計画案の違いなども説明していただければ幸いです。よろしく申し上げます。</p>
<p>産業振興課</p>	<p>はい。では議案第2号について説明させていただきます。 今回、お諮りしました令和6年度農用地利用計画第3号案についてですが、既にみなさまご承知と思いますが、場所は、実籾三丁目、実籾幼稚園の南側にある農地1筆であり、面積は1,804平方メートルであります。 今回の契約は、使用貸借権の設定で、期間は10年間です。 経過といたしましては、令和6年2月に本市に借受け人より新規就農についての相談がありました。 その後借受け人と面談などを行い、関係機関と協議によって、今回の申請地を中間管理事業者である公益社団法人千葉県園芸協会と契約締結に向けた合意がなされたものであります。 次に議案第3号議案の新しい農地の貸借制度についてご説明いたします。 令和5年4月に法改正があり、貸借制度についてまとめてみましたのでお手元の資料をご覧ください。 1番目が従来の通り農地法に基づきまして農業委員会により手続きを行うものです。 2番目のこちらが、先程の議案第2号議の改正前の農業経営基盤強化促進法による貸借制度になります。 具体的には、貸し手と借り手の間に市や中間管理機構が入り貸借契約を行うものです。 中間管理機構について、振り返ってみますと担い手への農地集積、集約化を図るため農地所有者と農業経営者の間に立ち農地の中間的な受け皿となり、農地の集団化などを推進する組織であります。</p>

<p>産業振興課</p>	<p>千葉県では、千葉県園芸協会が中間管理機構として千葉県知事から指定をされております。</p> <p>事務手続きにつきましては、市町村、中間管理機構が行うことになり認定農業者などに該当しない方に対しては、農地を貸借する場合には、中間管理機構に間に入らせていただく事になります。</p> <p>なお、本制度の農用地利用集積計画は、令和6年度末までの経過措置となっており、令和7年度は廃止となります。</p> <p>つまり、現在は、1番目から3番目までの制度で、農地の貸借が行なわれていたものが、令和7年度からは、1番目と3番目の法律の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画となり2番目の制度が利用出来なくなります。</p> <p>では、3番目の農用地利用集積等促進計画について説明させていただきますので、資料の21ページをご覧ください。</p> <p>これまで市町村が計画を作成し、機構が利害関係人から意見聴取を行い、千葉県と協議をして、同意を得てから市町村に送付し、農業委員会において審査・決定をし、市町村が公告の流れでした。</p> <p>令和7年度からは、中間管理機構から市町村が依頼を受けて、農業委員会に意見聴取となり、決定は中間管理機構である千葉県園芸協会が行うこととなります。</p> <p>これは、中間管理機構の責任をこれまでより明確にしたものと認識しております。</p> <p>農業委員会におかれましては、決定から意見聴取という事になりますが、これまで通り農家要件など確認していただきますので新制度でも同様に審議していただければと思います。</p> <p>その後の手続きについては、審査する農地が、地域計画の内と外で異なってきますが、基本的に促進計画の決定については、中間管理機構である千葉県園芸協会が行いません。</p> <p>現状では、本市で認可、公告の委譲を受けておりませんので千葉県が行う事となっております。以上が新制度の概要となります。</p> <p>なお、本件が促進計画で処理する事になった経緯について申し上げます。</p> <p>結論から申し上げますと千葉県園芸協会からの要望があった事からであります。</p> <p>令和6年11月に申請者から相続に伴い、継続して耕作する旨の確認がなされた事から千葉県園芸協会と手続きを進める中で、今回は、農用地利用集積等促進計画で進めていただきたいとの事でありましたので、この様な運びとなりました。</p>
--------------	--

産業振興課	結果的に、同じ会議で新旧制度を利用する事で判りずらくなり申し訳ありませんでしたが、ご理解の程よろしく申し上げます。 説明は以上です。
議 長	説明ありがとうございました。 それでは、ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。 はい、櫻井委員。
櫻井委員	はい、議案第2号について確認を含めて質問させていただきます。 私は、4日に現地を見まして非常に長方形で耕作やり易い土地と印象を受けました。また、物置があり、その中に農機具が置かれていると思いました。 借受者は、体験型農園で5年間、お手伝いされているとの事で、多品種の野菜を栽培予定との事ではありますが、どの様な物を作るか主な物で結構ですので教えてください。
議 長	では、産業振興課お願いします。
産業振興課	はい、じゃが芋、人参、大根を中心に万願寺唐辛子などの消費者に好まれる物を栽培すると聞いております。
議 長	櫻井委員。
櫻井委員	はい、有り難うございます。 申請地の倉庫には、農機具なども色々と揃っているのかなと思います。 本当に優良農地だと思いますが、借受者は、将来、体験型農業などもなされたいと聞いておりますが、他の農地についても検討などされているのでしょうか。
議 長	はい、産業振興課。
産業振興課	いずれ農地が確保されれば、5,000平方メートル程度、増やして営農したい旨の事は、聞いています。
議 長	櫻井委員。

櫻井委員	はい、いずれ、ご家族を始め、お手伝いのスタッフを入れて拡充に努める事になりますね。これからも若い人が、このように増えてくれば良いですね。以上です。
議長	はい、ありがとうございました。
議長	他にありませんか。廣瀬委員。
廣瀬委員	はい、確認ですが、資料21ページの機構と表現されているのは、千葉県園芸協会の事ですか。
議長	産業振興課、お願いします。
産業振興課	はい、その通りです。
議長	他にご質問などありませんか。よろしいでしょうか。 それでは、以上を持ちまして、産業振興課による説明を終了いたします。 産業振興課職員の方、説明ありがとうございました。 事務局は、産業振興課職員の退室を案内してください。
	…… 産業振興課職員退席。……
議長	産業振興課の職員が退室されましたので、休憩前に戻り、会議を開きます。 それでは、議案第2号「令和6年度習志野市農用地利用集積計画第3号(案)について」、審議いたします。 本案に対するご意見などありませんか、ご意見等が無いようですので、採決いたします。 議案第2号について、市が作成した計画案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 はい。 全員賛成により、議案第2号は、計画案のとおり決定することに決しました。 事務局は、市に対する回答をお願いいたします。 続けて、議案第3-1号、議案第3-2号、議案第3-3号の「農用地利

<p>議 長</p>	<p>用集積等促進計画案に対する意見について」を一括審議いたします。 本案に対するご意見などありませんか。 ご意見等が無いようですので、採決いたします。 議案第3-1号、議案第3-2号、議案第3-3号について、農業委員会として意見無しとして回答することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成により、これら3件は、計画案に対する意見が無いことに決しました。 事務局は、市に対し、意見が無い旨を回答してください。 それでは、これより先は、議案番号のとおり議事を進めます。</p> <p>議案第1号「農地の賃借料情報の提供について」を議事といたします。事務局から、議案第1号の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。 それでは、議長のご指示により、議案第1号の議案説明させていただきます。 総会資料の1ページをお開きください。 議案第1号は、農地の賃借料情報の提供についてであります。 農業委員会は、農地法第52条の規定により、地域における賃借料の目安となるよう標準金額を情報提供することとなっております。 そこで、令和7年における10アール当たりの賃貸借の標準金額を定め、情報提供を行うため、審議を求めるものです。 標準金額は、畑と田で区分を分けておりますが、本市では、水稻の作付け面積が少ないことから、田に関する標準金額を定めておりません。 続いて、畑を対象とした賃貸借といたしまして、令和6年1月から令和6年12月に締結された事案は1件でありました。賃貸借の事案が少ないことから、隣接市の動向を確認させていただきましたので報告いたします。 次のページをご覧ください。 2ページは、千葉市から松戸市までの9市の動向を一覧としてまとめたものであります。 各々の市では、前年と比較し、賃借料が減額した市、増額した市があることが確認できたところであります。 しかしながら、各市とも備考欄記載の米1俵単価に着目しており、1俵単価は年々増額傾向となっております。 本市といたしましても、1俵単価を基に標準金額を定めるべきと考え</p>

事務局	<p>ますが、今ほど申し上げましたとおり、田については、面積過少につき算出しておりません。</p> <p>そこで、本市におきましては、国土交通省が公表する地価の変動率を参考にし、畑における標準金額を10アール当たり16,000円として提案させていただくものです。</p> <p>なお、標準金額はあくまで参考でありますので、賃借料については、貸し手と借り手の合意により決定されるものである事を申し添えます。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の説明に対し、質問などはありませんか。質問等が無いようですので、採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地の賃借料情報の提供」については、原案のとおりとすることに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>全員賛成により、賃貸借標準金額については、原案のとおり、10アール当たり、16,000円と決しました。</p> <p>事務局は、情報提供に向けた事務処理をお願いします。</p> <p>それでは、最後の議案となります。</p> <p>議案第4号「習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。議長のご指示に従いまして、議案第4号の議案説明させていただきます。</p> <p>総会資料の22ページをお開きください。</p> <p>議案第4号は、「習志野市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」であります。</p> <p>下記の者より事業を実施するため、農用地区域からの除外申出書が市長に対し、提出されました。</p> <p>これを受けまして、市が定める習志野市農業振興地域整備計画を変更するに当たり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、市長から農業委員会に対し、意見聴取がありましたので、意見を求めるものです。</p>

事務局	<p>農用地区域からの除外が申し出された農地は、実籾一丁目の農地6筆であり、合計面積は、7,978.09平方メートルであります。</p> <p>事業者と土地所有者は、資料記載のとおりであり、事業の目的は、介護老人福祉施設及び、短期入所生活介護施設の建設であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、ただ今の説明に対し、質問などはありませんか。</p> <p>はい。櫻井委員。</p>
櫻井委員	<p>はい。質問ではありませんが、意見として先程の全員協議会の中で、幾つかの候補地から申請地の選定までの理由が述べられまして理解はいたしました。</p> <p>また、農用地除外についての大きな要件となっております近隣農地への影響などについてですが、既に申請地の周りが戸建や集合住宅などにより宅地化しております。</p> <p>よって、近隣農地に悪影響は考えられないので、私は、懸案事項について無いと思います。</p>
議長	<p>他にありませんか。質問等が無いようですので、採決に移ります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「習志野市農業振興地域整備計画の変更について」を農業委員会として意見無しとして回答することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>はい。</p> <p>全員賛成により、農用地区域からの除外申し出に伴う「習志野市農業振興地域整備計画の変更について」は、意見が無いことに決しました。</p> <p>事務局は、市に対し、意見が無い旨を回答してください。</p> <p>本日、付議されました議案の審議は以上となります。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理通知ですが、事務局は、補足説明ありますか。</p>
事務局	<p>…… 特段ありません。……</p>
議長	<p>委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。質問等の有る方は、挙</p>

<p>議 長</p>	<p>手願います。質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>続きます。報告第3号は、農地転用許可後の工事進捗状況報告についてです。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p> <p>…… 補足説明。……</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか、質問等が無ければ次にまいります。</p> <p>報告第4号は、農事調停申立てに基づく調査協力についてです。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>…… 補足説明。……</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>質問等が無ければ、以上を持ちまして、令和7年第1回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>

--	--